

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第7回）

1 日時 令和6年9月3日（火）15時00分～16時01分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1） 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）

相田 仁、石井 夏生利、大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、野口 貴公美、
藤井 威生、星 周一郎、森 亮二（主査）（以上8名）

（2） オブザーバー

警察庁刑事局捜査支援分析管理官

（3） 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

（4） 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1） WG報告書（案）

（2） その他

【森主査】 本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ、第7回会合を開催いたします。

本日は、構成員は全員御出席、大谷構成員、藤井構成員は、終了の時間次第では途中退席される可能性があると同っております。

まずは、事務局より、開催について御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局においては、傍聴者は発言できない設定とさせていただいております。

ので、設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリング等の防止のため、発言時以外はマイクをミュートにいただき、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前に、チャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名させていただきます。

発言する際は、マイク及び映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続をお願いいたします。

その他、随時チャット機能で全員宛てに御連絡をいただければ、対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。本日の資料は、資料 7－1 から 7－2 の計 2 点となっております。

事務局からは以上です。

【森主査】 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、ワーキンググループ報告書（案）でございます。

これまでのワーキンググループにおける検討・整理を踏まえて、事務局において報告書（案）を作成していただきました。これに基づいて議論をさせていただいて、報告書の取りまとめに進んでいきたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料 7－2 に基づき説明させていただきます。資料 7－2 はWG 報告書（案）の概要となっております。

まず、1 ページ目でございます。1 ページ目におきましては、I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方といたしまして、本年 5 月 2 日に情報通信審議会に諮問させていただきました概要を記載させていただいております。

2 番目に、本報告書の範囲といたしまして、本報告書では I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、3 つ目の、電気通信番号の犯罪利用に対する対策について検討を行ったところを記載させていただいております。

2 ページ目でございます。こちらに関しましては、諮問事項の全体概要となっております。

続きまして、3 ページ目からが検討の背景となっております。

まず、電気通信番号の犯罪利用の現状でございます。こちらは何度か説明させていただいた内容ではございますけれども、特殊詐欺等の電気通信番号を悪用した犯罪というものは従来から存在しておりまして、深刻な状況が続いているところでございます。

また、特殊詐欺に悪用される電話サービスに関しましては、これまで何度も移り変わっておりまして、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用される繰り返しとなっております。

また、最近では、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとする詐欺幫助の罪で逮捕・起訴され、判決に至った例というものも顕在化しているところでございます。

6 ページ目、電気通信番号の有限資源性及び社会における位置づけというところでございまして、まず、電気通信番号ですけれども、こちらは I T U（国際電気通信連合）が定める国際的なルールによって桁数等の制約がある、有限希少な資源でございます。日本におきましては、総務省が番号を管理しまして、必要に応じて電気通信事業者に指定をしているところでございます。

これら電気通信番号に関しましては、通話サービスだけではなく SMS 等の多様なサービスにも利用されておりまして、国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号というものは重要なインフラを構成しているものとなっております。

また、近年、固定電話網の I P 網への移行や I o T の普及等によって、電気通信番号のニーズは高まっているというところでございます。

7 ページ目、電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿というところで、あるべき姿として2つにまとめさせていただいております。

まず1点目としては、国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること。2つ目としましては、電気通信番号が使用されているサービスを利用者が安心して使えるようにすることとしておりまして、これらを実現するには、総務省、警察庁、電気通信事業者など様々な主体が、それぞれの立場で対策を講じ、連携していく必要がございます。

電気通信事業法に関しましては、電気通信番号の有限資源性を踏まえ、その適正な管理

を目的に電気通信番号制度を規定しておりまして、犯罪に利用された電気通信番号は、関係事業者の逮捕や事業廃止によって一定期間使用されなくなるケースも多く、これらは電気通信番号の有限資源性の観点から問題であると言えますので、この電気通信番号の犯罪利用対策については、電気通信事業法の範疇において一定の対策を講じることが可能と考えられるとしております。

このため、まずは電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討し、その対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策については検討を継続していくことが適当。並行して、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当としております。

8 ページ目、電気通信番号制度の見直しの意義でございます。

これまで、電気通信番号を活用した犯罪への対策としましては、当該サービスを提供する事業者と利用者との間に着目いたしまして、犯罪収益移転防止法ですとか、携帯電話不正利用防止法等によって、契約者に対する本人確認義務というものが義務づけられてきております。

一方、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、使用できるようになった電気通信番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺の幫助として実刑を受けているケースというものも顕在化してございます。

このため、事業者・利用者間のレイヤーより上のレイヤー、すなわち、事業者が番号の使用が可能になるような段階におきまして、電気通信番号の適正な管理の観点から、電気通信番号の見直しを行う必要がございます。また、このような見直しを行うことは、特殊詐欺の犯罪対策としても有効であるとしております。

9 ページ目には、特殊詐欺の関連法令の全体像を、参考として掲載させていただいております。

続きまして 10 ページ目、対策の検討でございます。

まず 1 つ目、現行の電気通信番号制度といたしまして、こちらは現行制度の概要を記載させていただいております。

現行の電気通信番号制度ですけれども、電気通信番号を利用する電気通信役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がございます。

また、その使用計画の認定審査におきましては、欠格事由の該当性と認定基準への適合

性というものを確認しておりまして、欠格事由については下に示しているように規定しているところでございます。

また、認定基準等に関しましては、電気通信番号の使用の必要性・公平性・効率性の観点から規定しております。

なお、認定事業者の中には、特殊詐欺に関与して逮捕・起訴され、判決に至った事業者も存在しますが、そのような事業者に関しましては、現行制度上は欠格事由に該当せず、そのため、認定の取消しを含めて電気通信事業法上の対応が行われていないというような現状がございます。

続きまして12ページ以降に関しましては、電気通信番号制度の概要というところで、参考として、これまで使用させていただきました図等を再掲させていただいているところがございます。

続きまして、関係者ヒアリングでございます。

今般の議論におきまして、電気通信番号を利用した犯罪の現状というところで、警察庁さんにヒアリングをさせていただきました。

警察庁さんからのプレゼンテーションによりますと、令和6年3月末現在の特殊詐欺の被害に関しては、昨年と比較して、件数として約17%、被害額は5%減少しておりますけれども、1日当たりの被害額は1億円と高水準となっております、依然として深刻な状況が続いているところがございます。

また、電気通信番号を使用した事業者による詐欺の典型例といたしましては、総務大臣から認定を受け、ほかの事業者から番号の提供を受けて番号が使用可能になった事業者が、その番号を特殊詐欺グループに提供し、そのグループが番号を使って電話口で詐欺を実行するというようなケースがございます。

ただ、こういった事業者について、詐欺幫助の犯罪で逮捕されるケースというものが複数ございましたけれども、そういった事業者については、会社自体が解散されたという例は少なく、登記上は存在していることが多いというのが現状でございます。そのため、そのような事業者が経営者や社名等を変更するなどして活動を再開するということが懸念されております。

また、電気通信番号の利用停止等を行っておりますけれども、そちらについては対症療法でありますので、事業者だけの取組には限界があることから、制度上の対応が重要。また、認定の取消しを含めて、市場から排除できるような仕組みが望まれる。短命覚悟で悪

意を持って参入してくる事業者に大量の番号が販売されないような仕組みが望まれるというような意見をいただいているところでございます。

また、消費者団体として、主婦連合会の河村構成員からプレゼンテーションをいただきまして、その中で、電話サービスの詐欺利用に関しては、これまでも対策が行われてきたが、現状、問題解決には至っていないことから制度整備が必要である。

また、総務省が公表している電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者リストを公開しているが、その中に特殊詐欺に関与し逮捕・起訴、有罪となった事業者が存在しているのは問題である。

番号を悪用する認定事業者については、認定を迅速に取り消し、また、再認定が容易に行われないような制度を整備することが必要。総務省が認定する際に、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要。また、卸提供を含めて、番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないかといった御意見のほうをいただいております。

また、事業者におきまして、電気通信番号の犯罪利用対策として実施していただいている主な取組について、ヒアリングのほうさせていただきました。

事業者からは6つの取組について紹介がありましたけれども、こちらについては、具体的な内容ですとか粒度にはばらつきがあったところでございます。

また、事業者からは以下のとおり意見をいただいております。提供先事業者が怪しいかどうか判断基準がなく、あらかじめ判断することは困難である。事業者が取組の義務づけをする場合であっても、過度なものとならないよう、実行可能性の観点からも検討が必要。事業者が実施している取組の一部については、既に実施しているものもあるため、義務化に問題はないといった御意見をいただいております。

また、事業者団体である一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（J U S A）さんから、電気通信番号の犯罪利用対策として行っている取組を御紹介いただきました。

その中で、4つ目でございますけれども、総務省との連携の下、T C A、J A I P A等と協力して、事業者による自主的な評価制度を構築中という御紹介がございまして、こちらに関しましては、21ページ目の右下のほうに概要を記載させていただいているところでございます。

また、同じく事業者団体である一般社団法人電気通信事業者協会（T C A）さんからは、番号利用停止等スキーム等について御紹介いただきまして、関係機関と連携した取組によ

って、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与していただいているという御紹介をいただいたところでございます。

続きまして、23ページ目からが対策の方向性でございます。

まず24ページ目、対策の方向性でございます。現行制度の確認ですとか、関係者ヒアリングに基づいて、構成員等から得られた主な意見は次のとおりといたしまして、上のほうにまとめさせていただいているところでございます。

主な意見でございますけれども、3つ目でございますが、現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用の観点からのみ規定されているが、番号の不適正利用のおそれ疑われる事業者の認定を行わない制度上の仕組みが求められる。

また、現在の番号制度では、特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効との意見をいただいております。これらを踏まえまして、電気通信番号制度の具体的な見直しの方向性として、欠格事由、事業者の取組、認定基準、認定の取消事由について見直しつつ、運用も工夫することが適当としております。

25ページ目以降に、それぞれについての具体的な方向性について記載させていただいております。

まず26ページ目、対策の方向性として、欠格事由の見直しの①でございます。

欠格事由に関しましては、行政庁の判断によって、許認可の対象として適切でないと考えられる者をあらかじめ許認可の対象から排除するものでございます。

しかし、行政庁の裁量が過大にならないよう、その内容に関してはあらかじめ明確に示すこと、また、一般国民の経済活動の自由等を制限するという側面もあるため、内容については合理性、必要性があることが求められるとしております。

電気通信番号の特殊詐欺への犯罪利用を排除し、電気通信番号の適正な管理を担保するという目的に鑑みると、今般の見直しにおいて欠格事由に追加する項目としては、特殊詐欺として立法事実のある犯罪とすることが適当である。

令和3年から5年における特殊詐欺の罪状を踏まえれば、欠格事由として規定することに適切な犯罪は、窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺が適当と考えられるとしてございます。

27ページ、見直しに係る運用について、先ほどの前ページの内容ですけれども、特殊

詐欺として立法事実のある犯罪を欠格事由に追加するに当たっては、当該事由が、現行の欠格事由とは異なり総務省が所管していない法令に関するものとなることから、その適切な運用が課題になるとしてございます。

一方、所管外の法令を欠格事由として規定している例に関しましては、ほかの法律においても存在しておりまして、その理由としては、欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出した上で、当該誓約書に疑義があると認められる場合は、市町村等に犯歴等の照会を行うとしていることが一般的でございます。

したがって、番号制度におきましても、認定の申請時に欠格事由に該当しない旨の誓約書面を提出させることによって、欠格事由該当性を判断する運用とすることが考えられる。また、認定後においても欠格事由の非該当性を担保するため、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告で、欠格事由該当性の有無についても報告を求めることが考えられるとしております。

28ページ目、対策の方向性として、欠格事由の見直しの②でございます。

現行制度の認定の欠格事由におきましては、認定の取消しを受けた者に関する規定はございません。認定の欠格事由に関しましては、一般的に、当該許認可を取り消された者が規定されていることが多く、これは許認可を取り消されたような者が直ちに当該許認可の申請を行っても、当該許認可を受けるに適切ではないと考えられるためでございます。

後述いたします事業者の取組の義務づけを行う場合には、当該取組が講じられず、電気通信番号の管理がずさんで特殊詐欺等の犯罪の温床になっているなど、公共の利益が阻害されていると認められるようなときは、認定の取消しの対象となり得ます。そして、このような事由で認定の取消しを受けた者に関しましては、当面は電気通信番号の適切な使用が期待できないと考えられるところでございます。

このため、今般の見直しに合わせまして、欠格事由に認定の取消しを受けた者を追加することが適当と考えられるとしていくところでございます。

以上が欠格事由の見直しでございまして、次に、事業者の取組について御説明させていただきます。

まず、事業者の取組ですけれども、欠格事由の追加によりまして、制度上、番号の特殊詐欺への使用を排除し、番号の適正な管理が一定程度可能となりますけれども、こちらに関しては限界があると考えられる。このため、実態として悪質事業者に番号を特殊詐欺に使わせないようにすることが、番号の有効利用を図る上で重要としております。

一般的な特殊詐欺の実態といたしましては、特殊詐欺に関与する事業者は、ほかの事業者から卸電気通信役務の提供を受けて番号の提供を受けているというところを踏まえ、事業者がほかの事業者に番号を提供しようとする際に、何らかの取組を講じるよう義務づけることによって、特殊詐欺に関与する悪質事業者に番号を流通させないようにすることが有効でございます。

この取組の義務づけの対象とする電気通信番号の種別に関しましては、合理性、必要性の観点から、特殊詐欺に利用されているエビデンスのある固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号とすることが適当であるとしてございます。

具体的に義務づける事業所の取組に関しましては、関係者ヒアリングですとか構成員等の意見を踏まえ、卸先事業者に対する電気通信番号使用計画の認定の確認、提供番号数の制限、本人確認、当人確認、与信審査、二次卸の禁止が考えられます。

一方で、取組の効果と、これを行うことによる社会的影響等を考慮いたしますと、電気通信番号使用計画の認定の確認と、提供番号数の制限を義務づけの対象とすることが適当であるとしてございます。

犯罪に関与している事業者に関しましては、そもそも電気通信番号使用計画の認定を受けていない場合、認定を受けていても他人の名義を無断で使用している場合、他人の名義を合意の上で使用している場合の3つのケースというものがありますけれども、これらに関しましては、電気通信番号使用計画の認定の確認と提供番号数の制限を義務づけることによって、犯罪に関与している事業者が電気通信番号が流通することを防止するのに大きな成果を得られると考えられるとしております。

一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスに関しましては、これまでも移り変わっており、対策を講じても新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたということを踏まえ、引き続き状況を注視し、必要な場合には新たな対策を講じる必要があるとしております。

また、制度面の対応のみならず、例えば、先ほど御紹介いたしましたJUS Aの事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度など、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置づけて支援し、業界にビルトインしていくことが重要としてございます。

下に、事業者の取組に関しての実施の概要と義務づけの有無についてまとめさせていた

だいているところでございます。

32ページ目以降が、各取組に関しての具体的な方向性の内容となっております。

まず、電気通信番号使用計画の認定の確認でございます。

番号を使用する全ての事業者に関しましては、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がございます。認定を受けていない事業者に番号の提供を行うことは、番号の適正な管理の観点からも問題である。このため、番号を提供しようとする際には、契約の相手方事業者が総務大臣から使用計画の認定を受けていることを確認するよう義務づけることが適当である。

具体的な確認方法については、契約の相手方が受けている認定に応じて、次のとおりとすることが適当であるとしておりまして、指定事業者・非指定事業者に関しましては、総務大臣が発行する電気通信番号使用計画の認定書または変更認定書。みなし認定事業者に関しましては、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画、及び総務大臣が発行いたします電気通信事業者の登録または届出番号の通知書としております。

これらの確認方法に関しましては、運用の確実性及び安定性の観点から、認定証等の書面による確認と、また、事業者の自主的な取組として、総務省が公表している事業者リストとの照合や、J U S A等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度等の参照が考えられるとしております。

また、確認の対象に関しましては、事業者のほうから、①音声伝送携帯電話番号は対象外としてほしい、②事業者の負担の観点から、既存の卸先事業者は対象とせず、新規だけにしてほしいといったような意見がございましたけれども、①に関しましては、既に特殊詐欺に利用されているエビデンスに基づきますと、音声伝送携帯電話番号も対象とすることが合理的であるとしてございます。また、②に関しましては、事業者に一定の負担を課すものの、本確認の義務づけの目的が、電気通信番号の特殊詐欺での利用排除というところを踏まえますと、事業者の負担はこの目的を超えて考慮されるべき理由ではないと考えられる。また、既存の事業者の中にも特殊詐欺に関与する者がいる可能性が否定できないことも踏まえれば、確認の対象とする事業者は、既存の卸先事業者を含む全ての事業者とすることが適当である。

一方、本義務づけによる事業者の負担を考慮し、その施行時期については一定の時間を設けるなど、配慮を検討することが適当であるとしてございます。

また、現行の制度におきましても、電気通信事業者が電気通信番号を使用する卸電気通

信役務の提供を行う際には、卸先事業者がその認定を受けていることを確認することが定められてございますけれども、今般の見直しに合わせて一元化することが適当であるとしております。

2つ目、番号の提供数の制限でございます。

最近では、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にありまして、特殊詐欺に使用された番号に関しましては一定の期間使用されないようなケースも多く、番号の有限資源性の観点から問題でございます。

このため、短期間で電気通信番号特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、事業実績を確認し、実績の少ない事業者に対して提供する番号は必要最小限に限ることが有効であると考えられます。

本件に関しましては、事業者からおおむね賛成の意見が得られた一方で、運用に関する意見がございました。例えば、善良な事業者にとっては過度な規制とならないようにしてほしいですとか、一律に制限ではなく例外規定を設けてほしい。例外規定については、事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから、明確な基準を定めてほしいといったような意見をいただいております。

本取組に関しましては、継続的に事業を行わず、番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除することが目的であるということに鑑みれば、一律に制限を行う必要はないものと考えられ、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外として定めることが適当であるとしてございます。

また、例外の基準に関しましては、例えば卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6か月以上行っていると確認できる場合、卸先事業者が法人である場合を基本とすることが考えられますが、制限数を含めてその具体的な内容につきまして、例えば法人であれば例外としても問題はないのではないかという点も含めまして、電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態ですとか、関係者等の意見を踏まえながら総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要があるとしております。

また、その検討におきましては、例外が多く細か過ぎると安定的な運用に支障が生じること、電気通信事業の発展の観点からは、新規参入者への過度な規制を行うべきではないこと、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要があるとしてございます。

また、制限する番号の提供数に関しましては省令で規定とすることとし、必要に応じて

改正することが適当であるとしてございます。

続きまして、本人確認でございます。契約時の本人確認に関しましては、犯収法及び携帯電話不正利用防止法でも義務づけられていることを踏まえますと、これを義務づけても事業者には新たに大きな負担を課すものではないと考えられるとしております。

一方で、電気通信番号使用計画の認定手続きにおきましては、電気通信事業の登録または届出の有無を確認しておりますけれども、この登録または届出の手続の際には、登記事項証明書ですとか住民票の写しが提出されております。このため、電気通信番号使用計画の認定を行えば、本人確認を行ったと言えるというところがございますので、新たに本人確認を義務づけることは重疊的な義務づけになりかねず、認定の確認で足りると考えられるとしてございます。

また、当人確認でございますけれども、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあるということを踏まえますと、この当人確認は有効であると考えられる。

一方で、当人確認の義務づけに関しましては、犯収法におきましてもハイリスク取引に限定されており、この実施を求めることは事業者の負担が大きいと考えられる。このため、番号制度におきましては、電気通信番号使用計画の認定の確認を確実に実施することとし、当人確認の義務づけについては状況を見ることが適当であるとしております。

また、与信審査に関しましても、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に関しましては有効な手段となり得るとしておりますけれども、与信審査に関しましては、番号の卸元事業者が経営リスクの判断のために行うという要素が高く、事業者の財務状況をもって番号の提供を行わないとすることは差別的取扱いを行うこととなりかねないというところで、与信審査の義務づけは行わないことが適当であるとしております。

また、二次卸の禁止に関しましても、総務大臣による認定制度を悪用し、認定を受けた事業者から番号を入手して特殊詐欺の犯人グループに電話サービスを提供するケースが存在しているということから、二次卸を禁止することに関しましては有効な手段と考えられる一方で、現実的には、二次卸を含む卸提供は既に多く実施されておきまして、この中で特殊詐欺の犯罪に関与している事業者はごく一部に過ぎないところがございます。このため、二次卸の禁止に関しましては、事業者に対する過度な規制となりかねず、また社会的影響も大きいというところから、この義務づけについては見送ることが適当であるとしております。

36 ページ目に関しましては、事業者の取組と番号の犯罪利用対策の整理というところ

でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、対策の方向性の3つ目、認定基準の見直しでございます。現行制度におきましては、認定基準を電気通信番号の使用の必要性・公平性・効率性の観点から定めております。

また、前述した事業者の取組の義務づけの新設を踏まえますと、その取組が適切に講じられることを認定基準に追加することが適当であるとしております。

また、認定後も認定事業者が当該取組を適切に講じていることを担保する必要があるでございますので、この確認を容易に行うために、例えば電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信事業の使用状況報告におきまして、みなし認定事業者を含む全ての事業者から、電気通信番号を使用する役務の卸元事業者の報告を求めることが考えられるとしておりまして、具体的な方法につきましては、総務省において検討を進めることが適当であるとしてございます。

最後、認定の取消事由の見直しでございます。現行制度におきましては、認定の取消事由としまして、特殊詐欺の犯罪への関与に関する規定はございませんけれども、欠格事由への該当性が取消事由の一つとして規定されているところでございます。

前述のとおり、電気通信番号を特殊詐欺に悪用した場合が欠格事由に追加される場合に關しましては、これも認定の取消事由に該当することになりますので、実質的には認定の取消事由が追加されることとなります。このため、当面はこれで足りると考えられるとしていただいております。

最後、今後の対応でございます。

まず、現行の電気通信番号制度については、以下の見直しを行い、対策を着実に講じていくことが適当としておりまして、これまでの議論をまとめさせていただいているところでございます。

まず、欠格事由としましては、特殊詐欺として立法事実のある犯罪、窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺、及び認定の取消しを受けた者を追加する。欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるとともに、電気通信事業報告規則第8条に基づき、電気通信番号の使用状況報告の際に、欠格事由の該当性の有無について報告を求める。

また、事業者の取組関係といたしましては、電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する際、既存の卸先事業者を含め、全ての事業者に次の取組を行うことを義務づけることといたしまして、電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認、継続的に事

業を行わず、電気通信番号が効率的に使用されないリスクが高い事業者への電気通信番号提供数の制限。

また、認定基準関係といたしましては、認定基準に義務づけられる取組が適切に講じられることを追加する。

当該取組が適正に講じられているか容易に確認できるよう、電気通信番号の使用状況報告に係る制度を見直すとしております。

また、これら見直しの具体化に当たりましては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととし、着実に運用していくことが重要としております。

その上で、本見直しの施行後は、その実効性を評価するとともに、電気通信番号の特殊詐欺の犯罪利用の動向を注視し、必要に応じてさらなる対策を検討していくことが適当。

その中には、例えば今般の見直しを徹底するという趣旨で、欠格事由の誓約書に虚偽記載をした場合の制裁を科すことや、事業者の取組を追加するということが考えられる。

また、電気通信番号の適正な管理は、制度面及び実態面の両面から相互に補完していくことが重要であり、総務省は、J U S A等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度のような事業者による自主的な取組と、引き続き連携を強化していく必要があるとしているところでございます。

43ページ目以降は参考資料でございまして、電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループの情報と、これまでの検討の中でいただきました構成員等の意見の概要、また54ページ目からは、電気通信事業法等の参照条文について記載させていただいているところでございます。

以上が資料7-2の説明となっております。

事務局からは以上です。

【森主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま、御説明いただきましたワーキンググループ報告書案につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょう。

それでは、相田先生、お願いいたします。

【相田構成員】 相田でございます。おまとめいただいた内容につきましては、これまでの議論を反映したものと思っております。

その上で一つ質問させていただきたいのですが、二次卸の禁止に関して、実態で非常に

行われているということでもって、一律禁止ではないということなんですけれども、番号の提供数を制約するということもありますので、例えば個々の事業者さんが、新たに來られたお客さんに対しては二次卸は駄目、しないでくださいねということを求める、でもほかのお客さんに対しては二次卸を許しているというようなことが、いわゆる電気通信事業法の6条でいう不当な差別というようなことには当たらないのか。

とにかくそういうことで、一部のお客さんに対しては二次卸禁止の契約を結び、別のお客さんに対しては二次卸を認める契約を結ぶというようなことは問題ないのかということ、を、ちょっと確認させていただければと思います。

以上です。

【森主査】 相田先生、御質問ありがとうございました。正当な理由があると言えるかということになると思いますが、事務局から御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

【平松番号企画室長】 事務局の平松でございます。相田先生、御質問どうもありがとうございます。

すみません、質問の内容について確認させていただきたいのですが、今回、二次卸の禁止については見送るということにさせていただいておりまして、二次卸の禁止をすることが利用の公平に反するかどうかという点には、ひとまず今回は見送るということで該当しないと思っておりますがいかがでしょうか。

【相田構成員】 個々の契約において、事業者間の契約として、もう二次卸はしないでねというような条項を契約に盛り込むことは認められるのかという質問なんですけれども。

【平松番号企画室長】 それはケース・バイ・ケースで、どういう場合に二次卸を禁止しているかによるのですけれども、公平な利用の観点でいうと、正当な理由があるかどうか、それが不当な差別的取扱いになるかどうかというところになってまいりまして、一律に二次卸を禁止しているということが、理由があるかどうかによってくるのかなと感じているところです。

今のところ、現時点で個別に二次卸を一律に禁止しているというような例を把握はしていないので、内容がどういうものかについては分かりかねますが、法律上の解釈でいうと、正当な理由があるかどうか、不当な差別的取扱いをしてもなお正当な理由があるかどうかというところにかかってくるのかなと感じるところでございます。

【相田構成員】 そうすると、制度的に禁止されていない以上、個々の契約において二次卸を禁止するというんでしょうか、二次卸をしないよう求めることは、やっぱり難しそ

うということでしょうかね。

【平松番号企画室長】　そうですね。個々の正当な理由があるかどうかというところにも関わってくる話なので、一律にどうかというところは、ケースを見てみないと分からないかなと感じております。

【相田構成員】　分かりました。ありがとうございました。

【森主査】　ありがとうございました。今の御質問は重要な問題点の御指摘かなと思っ
ていまして、今後多分、犯罪利用が下で、自分たちの直の卸先の場合はある意味、いろん
な確認手続は自分でやっているわけですから、それはもう自分の責任なわけですが、
さらにその下、卸した下がさらに卸した先で問題になったりしたときに、これから、私は
ある程度、どこで発生したか、指定事業者がどこだったか、さらに言うと、ここで非常に
多くの犯罪利用が発生した場合、元をたどればこの事業者から出発しているところが多い
んじゃないかということは、やっぱり評価上、問題にすべきではないかと思っていまして、
それは偶然ですということなのかもしれませんけれども、そうでないような偏りがある場
合には、そこにまた何らかの対策の契機があるというふうに考えられるんじゃないかと思
います。

そう考えたときに、そうなってくると、自分の下で犯罪が発生したら困ると。そう考
えることは、それは犯罪利用が発生したら困ると考えることは非常に健全なことなので、し
たがって、確認手続をしっかりとって1回卸す分にはいいけれども二次卸は禁止するとい
うことは、契約としては合理性がないわけではなくて、正当な理由があると言える余地も
あるのかなと思ひまするんですけど、それはちょっと、周辺環境に依存するということ
もありますので、つまり、自分の卸先で犯罪利用が発生したら困るというふうに事業者が
思うことが、それが合理性があるのかどうかというようなこともあるかと思ひますので、
今後の状況次第ではそういうプラクティスも出てくるのかなと思ひますので、その時にま
た改めて議論をさせていただきたいと思ひますけれども、私は、今の話はそういう意味の
ある問題点の御指摘ではなかったかなというふうに感じました。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】　藤井でございます。まとめていただきましてありがとうございます。
方向性については、私はこの内容で問題ないかと思っております。

この電気通信番号の特殊詐欺利用は、いたちごっこだということもあるので、報告書

にも、見直す方向性があれば見直しますというような文章が入っていると思います。この辺りの、実効的にどういう状況になっているかというのを追っていくというところが非常に重要だと思いますので、その辺りは総務省さんで取り組んでいただければと思います。

あと、電気通信番号の番号数の制限については、まだ具体的にどうするかというところが残っているのではないかと思いますので、この辺りについても今後、総務省さん及び関係する検討会等で検討していくことになるのではないかと思いますので、しっかり進めていただければと思っています。

以上でございます。

【森主査】 藤井先生、コメントありがとうございます。重要な御指摘であったかなと思います。

ほかに御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

本件ここまで、かなり細かい粒度でといいますか、この報告書案に近い形での議論というのが既に重ねられてきておりますので、特に御質問、御質問等はないかもしれませんがどれも一。石井先生、お願いいたします。

【石井構成員】 お取りまとめありがとうございます。対策の方向性については私も全く異存ありません。

確認として1つお聞きしたい点があります。事業者の取組の中の、番号の提供数の制限のところ、スライドだと33ページあたりですが、こちらでおまとめいただいている方向性としては、基本、制限を設けるということを軸にして、例外として、真ん中辺りでしょうか、例外の基準が2つ書いてあり、こういう場合は制限を設けなくてもいいのではないのかという整理になっていると理解しています。他方、最後の文章のところでは、電気通信番号が効率的に使用されないリスクの高い事業者への電気通信番号提供数の制限というように書かれていて、リスクが高い場合に制限を設けるというように読めなくもないと思いました。

書きぶりについても省令で番号提供数などを整理することになってくると思うのですが、原則的に上限を設けて制限をかける形にするのか、リスクの高い事業者だけ制限の対象とするのか、書きぶりだけかもしれないのですが、実際の運用のときに、もしかすると事業者が迷う場面が出てくるかもしれません。特に「リスクが高い事業者」となると、リスク評価はどうするのかといった話が出てきそうな気がします。細かい点ですが、念のため確認をさせていただきたいなと思いました。原則と例外をどう位置づけるのかということ

す。

【森主査】 ありがとうございます。今の御質問は、今のところ原則として提供数制限をして、典型的にリスクが低いのではないかとと思われる場合について提供数制限を抜いているけれども、考え方としては、リスクの高そうな場合に限って提供数制限をつけるということもあるんじゃないだろうかという、そういう御指摘ですか。

【石井構成員】 報告書の中で、事業者の取組の番号の提供数の制限のところで、具体的には、原則として制限を設けるという書き方になっていると思うのですが、一番最後の、報告書でいうと27ページ目辺りを見ると、リスクの高い、継続的に事業を行わず電気通信番号が効率的に使用されないリスクが高い事業者への電気通信番号提供数を制限するとなっておりますので、「リスクの高い事業者」がどういう事業者かを評価しなければならないという気がしたということです。

【森主査】 ありがとうございます。分かりました。

やっぱりそれはなかなか、高いほうを判断するのは難しいんじゃないだろうかという話だったと思いますので、やっぱり概要版にそろえていただくのかなと思いますが、今の点、事務局的にはいかがでしょうか。

【平松番号企画室長】 事務局、平松でございます。石井先生、御質問どうもありがとうございます。

石井先生の御認識のとおりでございまして、原則として番号の提供数を制限します、その上で問題がない場合についての例外を定めていく、それを今後、具体的な制度設計をしていくというふうに考えてございます。

すみません、42ページ目のこちらの記載については、その例外を取り除いたものがリスクが高い事業者になるのかなというところで、例外とか書くとちょっと長くなりますので簡潔にしまったところでございますが、後で見直しまして、全体を眺めてみて、混乱が生じないようにしたいと思っておりますし、実際に運用の中で事業者さんが判断が迷わない形できちんと回していくことができるようにしていくということは、これはもちろん重要な点だと思っております、その点も留意しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

【石井構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

細かいところでもう1つだけお聞きしたいのですが、よろしいですか。

【森主査】 どうぞどうぞ、お願いします。

【石井構成員】 最後のところ、本見直しの施行後は、スライドでは40ページですが、「その実効性を評価するとともに電気通信番号の特殊詐欺の犯罪利用の動向を注視し」となっておりますが、特殊詐欺に限定せずとも、様々な手口で色々な犯罪が出てくるかもしれないので、「電気通信番号を用いた様々な犯罪利用等を注視し」とか、その範囲を広げておき、新しい動向にも対応できるようにしていただくとよろしいかと思いました。また、同じパラグラフのところで、「事業者の取組を追加することが考えられる」という書きぶりになっているのですが、今回見送った取組があると思いますので、追加というよりは、既に上がっているものを改めて検討する、例えば、二次卸の禁止などを、今後、状況の変化に応じては改めて検討することがありますよという書きぶりにしていただければ良いと思いました。

私からは以上になります。

【森主査】 石井先生、ありがとうございました。非常に文章も厳密にチェックしていただいて、ありがとうございます。事務局のほうで御参考の上、修文を検討していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、大谷さん、お願いいたします。

【大谷主査代理】 日本総研の大谷です。私も、今回の報告書の取りまとめの内容ですとか、御説明いただいた資料についても、基本的に賛同の立場でございます。

そこで、今回の制度改定によって、全体的に電気通信番号の使用状況の透明化や可視化が図られることに大きく期待をしていますし、その結果として犯罪利用のが減っていくことを大いに期待しているところです。今回、使用状況報告で、例えば卸元事業者を明記してもらったり、あるいは欠格事由への該当有無を書いていただいたりすることで、より明確になっていくと思うんですけども、この使用状況報告そのものがどのぐらいちゃんと出ているのかについて、これまでも事務局から御説明はあったと思うんですけども、改めて確認をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【森主査】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。使用状況報告がどの程度出ているかというところでございますけれども、まず、全ての事業者について出ているかというところに関しましては、そもそもみなし認定事業者というのが、この使用状況報告の際に初

めて総務省としても把握できるような内容となつてございますので、実際のところ、その総数がどの程度出ているかというところに関しては、全ての事業者というところを把握できていないというところもございますので、何とも言えないところでございます。

一方で、指定事業者については全事業者さんから使用状況の報告をいただいております。また、非指定事業者さんに関しましては、全ての事業者とは限らないですけれども一定数からいただいております。

また、いただいていない事業者さんに関しましては、総務省が公表しているリストの中で、使用状況報告をいただけていない事業者といったところで公表しているところでございます。

以上となりますけれども、御回答になっておりますでしょうか。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。実際に指定事業者、それから認定事業者のリストも拝見して申し上げているんですけども、みなし認定の場合に全数を把握できていないということもありまして、使用状況の全体的な透明化とか可視化には、まだまだ課題があるのではないかなというふうに考えております。

そうであっても、今回の制度改定というのは一定の効果をもたらすものだと思いますので、事業者にとって、特に卸でサービスをしている事業者にとって一定の負担になるとしても、使用状況報告をしっかりと発行していただくためにどうしたらいいのかということについては、引き続き考えていく必要があるのではないかなと思っておりますので、これから制度の具体的な検討が進むと思いますけれども、その中で併せて、事業者にとって過度な負担とならないまでも十分な報告が受け取れて、それによって使用状況が確認できる仕組みを考えていくことが必要ではないかなと思っております。

私からは以上でございます。

【森主査】 大谷さん、ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思います。

それでは、野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 一橋大学の野口でございます。本日も参加をさせていただいてありがとうございます。私からは、大変形式的な点になるので、その前に、これまで非常にインテンシブに大変密度の濃い議論をさせていただいていた、あの難しい内容を、今回報告書案と概要という形で適切におまとめいただいたことに御礼を申し上げます。

その上で、今日見せていただいている資料7-1と7-2の関係なんですけど、これ、7

ー１が報告書の本体で、７ー２は概要とつけていただいていますけれども、いろいろなところに説明資料として上がる場合には、セットで提示されていくものになるのでしょうかというのが、まず確認をしたい点です。よろしくお願いします。

【森主査】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。まあ、そうなんだろうと思うんですけども。

【平松番号企画室長】 事務局の平松です。野口先生、御質問いただきましてどうもありがとうございます。

基本的に、こちらは本体が７ー１の縦書きのワーキング報告書でございまして、今こちらは非常に文章が長いので、これを全部読み上げていくと時間がかかる関係上、資料７ー２で、概要というものでパワーポイントの横書きのものを御用意させていただいております。基本的にセットで提示していくことが基本になってまいります。

また今回、こちらの審議会で議論いただきまして、今後、審議会の中で報告して議論していくことになっていくんですけども、最終的にパブリックコメントをかけていくことも想定してございますが、その時にも、パブリックコメントの対象は基本的に縦書きのワーキング報告書の資料７ー１のほうを対象になってくるというところで、本体は７ー１というところで、その上で、簡潔的に説明しやすいように７ー２を御用意させていただいているというような関係性になります。

以上です。

【野口構成員】 ありがとうございます。そうだろうなと思ったので、ここからはコメント兼リクエストなんですけれども、報告書の本体と、それから今日提示していただいている概要と、それからあと総務省のホームページに載せていただいている議事概要、議事録というのが、このワーキングに関わる３つの文書になると思うので、それぞれのリンクが見える形になっているといいなということです。

すごく分かりやすく言うと、例えば概要版は、本体の報告書でいうと何ページに書いてあることをこの概要のペーパーでまとめているのかという、例えば本体のページとかラインを打っていただくとか、あと、本体については既に幾つか脚注をつけていただいているんですけども、例えば関係団体にヒアリングを行ったところとか、幾つかヒアリングを行ったらこんな意見が出てきたみたいな記述があるんですけども、これがワーキングの何回目の議論の中でのヒアリングなのかが分かるように、もう少し詳しく注を打っていただいたりするとよいのかなと思い、資料を見て、今回のワーキングでどんな議論があっ

たのかということを追跡される方も少なからずおられると思うので、なるべく、どの回で議論したことが本体だと何ページにあって、概要にはそれが何ページでまとめられているという、それぞれのリンクが少し出てくるとよいのかなと。

もう、かなりの成案に固まっているので、この段階でお願いを申し上げるのは大変心苦しいのですが、入れていただける、気づけるところがあるなら、工夫をして入れていただけるといいのかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございました。

【森主査】 御意見ありがとうございました。

いかがでしょうか。もしかすると結構な作業量になっちゃうかもしれないかなと思いがら伺っています。

【平松番号企画室長】 事務局の平松でございます。野口先生、貴重な御意見いただきまして、どうもありがとうございます。

基本的に、多分概要のほうに本体のページをつけていくということと、あとヒアリングのところで、今おっしゃっていただいたような何回目という時点が分かるような形がメインなところだと思っております、その点、可能なところ、できる限りで、見直しさせていただきまして追記を試みたいと思っております。

以上です。

【野口構成員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【森主査】 ありがとうございます。

それでは、様々な御意見、御質問をいただきましてありがとうございました。もし何か追加的なことがございましたら、改めて事務局にいただければと思いますが、最後に議題2、その他に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。本日は御議論のほうをいただきましてありがとうございました。

本ワーキンググループの報告書ですが、今後、親会である電気通信番号政策委員会に報告させていただきまして、同委員会におきまして議論をいただく予定となっております。

その後ですが、同委員会から、さらに電気通信事業政策部会のほうに報告させていただきまして、同部会において御議論いただいた上で、意見公募の実施をさせていただくというような予定となっております。

今後のワーキンググループの日程等に関しましては、また別途、御案内をさせていただければと思います。

事務局からは以上となります。

【森主査】 ありがとうございました。

先ほど報告書（案）について御議論いただきましたけれども、こちらの報告書（案）につきましては私のほうで預からせていただきまして、必要に応じて修正を行った上で、上の検討会、電気通信番号政策委員会に報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そのことも含めて、全体を通して何かございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ、第7回会合を閉会いたします。

皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、また、活発な御意見、御質問いただきまして、誠にありがとうございました。